

2020 年度 公募型男女共同参画共催事業 募集要項

1 趣旨

当事業は、男女共同参画の視点に基づき、地域の課題の解決や、よりよい市民生活の実現のために、利益を目的とせず公益性・社会性のある活動を行う広島市在住、または主に広島市内で活動している団体・グループと広島市男女共同参画推進センター（以下センター）が共催して実施する。

2 応募対象事業

下記のいずれかのテーマに当てはまり、主に広島市民を対象として男女共同参画の推進のために企画された公益性のある事業

- ① DV（ドメスティック・バイオレンス）、セクシュアル・ハラスメントなどの防止
- ② 困難を抱える女性への支援
- ③ 「新しい生活様式」時代のワーク・ライフ・バランスの推進（仕事と育児や介護、地域活動の両立支援など）
- ④ その他、男女共同参画の推進

3 応募できる団体

下記の項目に該当すること

- ① 広く公共の利益を目的とした男女共同参画推進に根ざした自主的・自発的活動を行う団体であること。
- ② 構成員 3 名以上の団体で、構成員の過半数が広島市民であること。
- ③ 組織の運営に関する規則（規約・会則等）があり、団体の責任者が特定できること。
- ④ 政治団体又は宗教団体ではないこと。
- ⑤ 暴力団もしくは暴力団員でないこと、暴力団もしくは暴力団員の統制下でないこと。
- ⑥ 計画から実施、実施報告書の提出まで責任を持って遂行できること。
- ⑦ 同一団体の企画の採用は、連続 2 年までとする。

4 対象の事業となる要件

- ① 応募対象事業の4項目のうちいずれかに当てはまり、公益性が認められる事業であること。
- ② 2020年11月から2021年2月までの間に実施する事業であること。
- ③ 3時間以内の講座・セミナー・ワークショップなどを1回実施する事業であること。(会場はセンター館内とする。ただし、今年度はオンライン等、遠隔で実施できるものも応募可。)
- ④ 参加者から受講料の徴収はできません。(材料費等、実費のみの徴収は可能)
- ⑤ 市等との共催ではないこと。また市等を含む実行委員会として実施する事業ではないこと。
- ⑥ 上記①～⑤のほか、法令等に違反しないこと。

また、下記の項目に該当しないこと

- ① 営利目的、政治目的又は宗教目的と認められる事業
- ② 公の秩序又は善良な風俗に反すると認められる事業
- ③ 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- ④ その他センターが共催等を行うことが適当でないと認められる事業

5 センターによる支援内容

- ① 事業予算
応募事業の実施・運営にかかる予算の支援をします。(上限7万円)
- ② 実施会場
事業の実施が決定次第、会場を確保します。また、実施日前日も準備のために使用可能です。
(会場の収容定員は、10名～最大50名程度)
※会場の予約状況により、希望日時に確保できない場合があります。
- ③ 施設利用
採用された企画の運営に必要な打合せスペースは、センター館内設備に限り、必要に応じて無料で提供します。
- ④ 広報
センターからの各種情報発信(センターホームページ、Facebook、センター発行の広報紙、メールマガジンなど)および広島市内公共施設へのチラシ配布など、広報の協力を行います。
※配布するチラシは、ゆいぽーとのチラシ作成基準に基づき実施団体に作成していただきます。(必要枚数1,500～2,000枚程度)
- ⑤ 託児者の手配
講座やワークショップ等を行う場合、託児(6ヶ月～未就学児)を最大名までお預かりすることが可能です。託児の申込締め切りは実施日の8日前とし、子どもの人数に応じて託児者の手配を行います。
※託児を必要とする場合は、必ず応募時に事業企画書へ記載下さい。
※託児費用はゆいぽーとが負担します。

6 選考

【選考の流れ】

① 第1次選考（選考委員会による書類選考）

※選考の結果は、応募の全団体・グループに対して、2020年8月上旬にご連絡します。

② 第2次選考（面接選考）

※第1次選考を通過した団体には、詳しい日程をお伝えします。（8月中旬に実施予定）

③ 選考結果の通知（8月末頃）

※採用後においても、実施者がこの要項に違反したことが判明した場合、また、事前協議に基づく合意に違反した場合、採用を取り消すことがあります。

【選考委員会】

センターおよび外部有識者による選考委員会において厳正に選考を行います。

【選考の視点】

- ・男女共同参画の視点に基づく企画であること。
- ・目的・対象・効果が明確であり、市民のニーズに基づいていること。
- ・実現性が高い企画であること。
- ・センターが共催することにより、成果及び活動の持続が期待できること。

7 応募方法

提出書類を下記の期間に、センターまで郵送またはご持参ください。

【提出期間】

2020年7月31日（金）（必着）

【宛先】

〒730-0051 広島市中区大手町5丁目6番9号

広島市男女共同参画推進センター 公募型男女共同参画共催事業 係

【提出書類】

- ・所定の応募用紙4点（A4）
 1. 団体・グループ概要（団体の規約・会則を添付してください。）
 2. 事業企画書
 3. 収支予算書
 4. 申告書

用紙はセンターホームページよりダウンロードしてください。

（センターホームページ>「お知らせ」または「講座・イベントのご案内」ページ）

- ・補足資料（提出は任意）

応募用紙の補足として、団体の会報やチラシ、新聞記事、活動の写真、講師略歴などの資料。

※応募書類から得た団体の情報は、本事業の選考と団体への連絡にのみ使用し、その他の目的で応募者の許可なく使用することはありません。

【注意事項】

- ・応募に際して、必ず募集要項をお読みください。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮してください。
- ・提出された書類は返却できません。あらかじめご了承ください。
- ・書類の内容について不備がある場合、問い合わせをすることがあります。
- ・記載に虚偽があると判明した場合、選考結果を取り消すことがあります。

8 事業実施の流れと分担

| | 項目 | 内容 | 担当 | |
|-----|----------------|--|--|-------|
| 実施前 | 事前協議 | 具体的な事業計画・収支計画、成果目標、実施日時、必要設備・物品の確認、準備スケジュール、役割分担などについて協議を行う。 | ゆいぽーと 実施団体 | |
| | 個人情報保護の誓約書 | 指定用紙に記入し、ゆいぽーとへ提出する。 | 実施団体 | |
| | 会場確保 | 実施期間は11月～2月まで。ただし、部屋の予約状況により希望日に会場を確保できない場合もあり。 | ゆいぽーと | |
| | チラシ | ゆいぽーとのチラシ作成基準に基づいてチラシを作成する。 | 実施団体 | |
| | 広報 | センターホームページ、Facebook、メールマガジン、センター発行の広報誌などによる情報発信、広島市公共施設へのチラシ配布、ゆいぽーと館内でのチラシ配架 その他手段による広報 (マスコミ対応などを含む) | ゆいぽーと 実施団体 | |
| | 参加申込受付 | TEL・FAX・Eメールなどで申込を受ける。 参加者名簿を作成し、写しをゆいぽーとへ提出する。 | 実施団体 | |
| | 託児 | 託児申込受付 | 託児申込締切後、託児名簿を作成し、写しをゆいぽーとへ提出する。 | 実施団体 |
| | | 託児申込者へ必要書類を配布 | 「託児注意事項」「託児登録用紙」「健康チェック表」を事前に託児申込者へ渡す。 | 実施団体 |
| | | 託児者の手配 | 子どもの年齢・人数に応じた託児者を手配する。 | ゆいぽーと |
| | 当日用準備物 | 受付用名簿 | 当日の受付で使用する。 | 実施団体 |
| | | レジュメ等配布物 | 当日参加者に配布する。 | |
| | | 参加者アンケート | アンケート用紙を作成する。 | |
| | | 会場案内の掲示物 | 当日、1階・EV前・会場内などに掲示する。 | |
| 当日 | 会場設営 | 前日の設営も可。 | 実施団体 | |
| | 受付、運営、アンケート実施 | 回収したアンケート用紙は、原本をゆいぽーとへ提出する。 | | |
| | 会場片づけ・そうじ | | | |
| | 部屋の利用報告書 | 指定用紙に記入し、ゆいぽーとへ提出する。 | | |
| 実施後 | アンケート集計 | 事業終了後30日以内、または3月19日のいずれか早い日までに、ゆいぽーとへ提出。「収支決算書」には領収書（原本）を添付する。 | 実施団体 | |
| | 「事業報告書」「収支決算書」 | | | |
| | 公募助成金の支払 | 上記書類の決裁後に支払。 | ゆいぽーと | |

※オンライン等、遠隔で実施するものは別途協議する。

9 男女共同参画についての参考情報

- ・広島市市民局人権啓発部 男女共同参画課ホームページ
<https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/53/>

<第2次広島市男女共同参画基本計画の基本目標>

【1】あらゆる分野における女性の活躍

- (1) 政策・方針の立案及び決定への女性の参画の拡大
- (2) 働く場における男女共同参画の推進と職業生活と家庭生活の両立
- (3) 地域における男女共同参画の推進

【2】安心・安全な暮らしの実現

- (4) 安心して暮らせる環境の整備
- (5) 女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者への支援
- (6) 生涯を通じた女性の健康支援
- (7) 平和の発信と国際理解・国際協力の推進

【3】男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

- (8) 男女の人権を尊重する市民意識の醸成
- (9) 関係機関等との連携強化及び男女共同参画の調査研究の実施

- ・内閣府男女共同参画局ホームページ
<http://www.gender.go.jp/>

【問い合わせ先】

広島市男女共同参画推進センター（ゆいぽーと）

公募型男女共同参画共催事業 係

TEL：082-248-3320

FAX：082-248-4476

ホームページ <http://www.yui-port.city.hiroshima.jp/>

E-mail：info-y@yui-port.city.hiroshima.jp